

質問回答書

案件名称	令和6年度 舞洲スラッジセンターで使用する都市ガス 3,686,000 m ³
回答掲載期間	令和5年10月30日 10時00分 ~ 令和5年11月20日 17時00分

質問番号	質問事項	回答
1	<p>① 入札説明書 14 入札保証金等 (2) 契約保証金に関しまして、「契約保証金 要 ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除」と記載がございます。弊社はその規定に該当しますでしょうか。</p>	<p>① 当該規定につきましては、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、契約日を基準にこれをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるときに該当します。</p> <p>貴社が当該規定に該当するかどうかにつきましては、落札決定後、落札者に実績の有無を確認し、実績がある場合は「実績調書」をご提出いただき、契約保証金の免除に係る審査を行った後に決定します。</p> <p>契約保証金の免除事項の詳細については、「大阪市電子調達システム」の「入札・契約制度に関するお知らせ」に掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>《お知らせ掲載内容》 ▼契約保証金免除に係るFAQを更新しました。〈H31.3.15〉 → 詳しくはこちら</p>

	<p>② 契約規則第37条第1項の規定に關しまして、「過去2年以内に履行が完了している国又は地方公共団体との契約実績」とありますが、過去2年以内とは、何月何日から遡って2年以内になるのでしょうか。</p> <p>③ ガス調達契約書（料金の支払い及び遅延利息）第11条に關しまして、お支払い期日について弊社の供給条件では、「支払い義務発生の翌日から起算して30日以内」となっております。ご対応いただくことは可能でしょうか。</p> <p>④ ガス調達契約書（料金の支払い及び遅延利息）第11条に關しまして、遅滞利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>⑤ 弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。</p> <p>⑥ 弊社契約の際は、ガス料金の支払い方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払（弊社所定の振込用紙）」となります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>② 1-①をご参照ください。</p> <p>③ 料金の支払いにつきましては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項に基づき、「相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内」となります。</p> <p>④ 遅延利息については本市のガス調達契約書第11条第3項のとおりです。</p> <p>⑤ 貴社の「契約申込書」の内容がどのようなものか存じ上げませんが、契約書は本市の様式にて作成となります。 また、ガス供給にあたって契約書の他に必要な手続きがある場合は落札決定後の協議となります。</p> <p>⑥ 了承します。</p>
--	---	--

	<p>⑦ 落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。</p> <p>⑧ 落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。 弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。 ※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」参照ください。</p> <p>⑨ 落札後の契約手続きについて、契約書の様式に關しまして、弊社の様式で契約書を締結していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>⑦ 契約書は本市の様式にて作成となります。</p> <p>⑧ 1-⑦をご参照ください。</p> <p>⑨ 1-⑦をご参照ください。</p>
--	--	--

- | | |
|---|--|
| <p>① 「社会的に単価調整の必要があると認められるときは」とありますが、単価調整は大口供給条件に従って、2カ月ごとに行います。ご了承いただけるでしょうか。</p> <p>② 弊社は検針業務、料金業務等を第三者に委託しています。ご了承いただけるでしょうか。</p> <p>③ 弊社の供給条件に、最大需要期使用量（11月定例検針日の翌日から3月定例検針日までの使用量の合計）があります。仕様書10と同様に、契約最大需要期使用量を超過した場合、大口供給条件により精算額を請求できることを追記いただけるでしょうか。</p> <p>④ 検針票の提出、あるいは検針時に職員の方にお立合いいただくことで検査完了とさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>⑤ 弊社は代表取締役社長から委託を受けた業務部長名で契約します。ご了承いただけるでしょうか。</p> <p>⑥ 落札後は、契約書、仕様書、弊社の供給条件、重要事項説明書を合綴していただけるでしょうか。</p> <p>⑦ 内訳書は必要でしょうか。必要な場合、内訳書は弊社の様式を使用してよろしいでしょうか。内訳書は入札書に同封すればよろしいでしょうか。</p> | <p>① 単価調整については、仕様書『6 ガス料金単価調整(1)』のとおり、2カ月ごとに行います。</p> <p>② 了承します。</p> <p>③ 仕様書を含む契約書の内容を変更することはできません。仕様書『10 契約最大需要期使用料の超過』のとおりとなります。</p> <p>④ 契約後の協議とします。</p> <p>⑤ 大阪市入札参加資格者名簿に登録している代表者名または（受任されている場合は）受任者のどちらかになります。</p> <p>⑥ 契約書として袋とじするものは契約書、仕様書、質問回答書、各社の供給条件になります。</p> <p>⑦ 様式については、貴社様式でかまいません。内訳書は契約手続き時に提出してください。</p> |
|---|--|

	<p>⑧ 入札書に「単価」を記入する欄があります。入札額はこの単価を基に月毎の計算の上合計し、入札説明書13(2)にあるように、消費税相当額を加算した金額の110分の100に相当する額にするため、この単価と年間の予定ガス使用量を単純に掛け合わせた場合の額とは同じになりません。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>⑨ 契約規則第37条第1項(3)「本市と契約を締結しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」とありますが、弊社は免除の対象となるのでしょうか。また、対象とならない場合、どのような条件が必要でしょうか。</p>	<p>⑧ 単価欄は入札書の入札金額欄に記入する年間の予定ガス使用量の金額(総価)から、年間の使用量を割っていただいた金額で記入いただいで結構です。</p> <p>⑨ 1-①をご参照ください。</p>
--	---	---